

発行所 東京都商店街振興組合連合会
東京都中央区銀座2-10-18 (〒104-0061)
電話 03 (3542) 0231~5
FAX 03 (3542) 0236
定価 年間2500円【購読料は会費に含む】

振興組合化を
推進しよう

ホームページ
アドレス <http://www.toshinren.or.jp/>

連 振 都 親・学校・警察と連携を 万引き防止で提言

東京都商店街振興組合連合会の「平成24年度商店街活性化推進調査・研究事業委員会」(委員長 齊藤得彌 板橋区商店街振興組合連合会青年部長)では、このほど「商店街における万引きに関する調査」東京都民・商店の実態・意識調査結果報告書」をまとめた。同報告書は調査結果および委員会による「小中高生の万引き防止のための提言」からなり、2月下旬より傘下400商店街振興組合へ配布。概要版は都振連の公式ホームページ (<http://www.toshinren.or.jp/>)にも掲載している。

「犯罪」との共通認識必要

今回の調査事業の目的は、「万引きを何とか止めないといけない!! 商店の死活問題である」。都内の①コンビニ、文具店、雑貨店、書店、化粧品店、洋服店の中小小売商店主および従業員②小学生・中学生・高校生の母親——を対象に、160サンプルずつ、合計320サンプルをウェブ経由でアンケート。被害者である商店側と、加害者である小中高生の母親について、双方の意識面のギャップを明らかにすることで現状および課題を浮き彫りにして、今回の委員会提言(末尾掲載)へつなげる。

調査結果によると、万と指摘しており、「警察の指導」について商店・親の指導」について商店・親ともに8割超が必要

として、「万引きの被害にあって困っている商店の人の話を聞く」ことを求める声も、商店側43・3%に対し母親側75・8%。商店に対する期待の大きさが確認された。今

後の課題としては、小中高生の万引きは商店と母親だけで防止できるものではなく、「学校・PTA」「警察・行政」と連携しての指導・防止策が必要との方向性を提示。「小中高生の万引き防止のための提言」として以下へと総括している。

【提言】
▽社会に対して ①「万引きは犯罪だ」という社

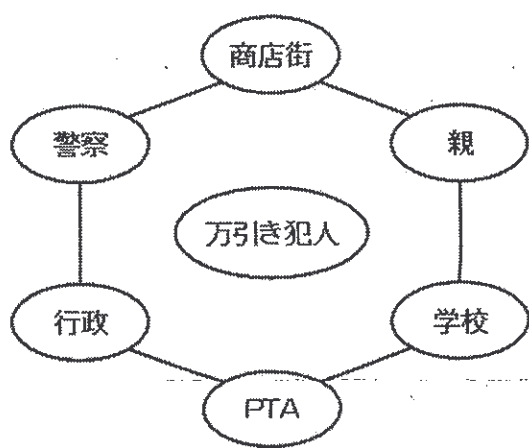
会全体における共通の認識が必要である。②調査結果によると、万引き犯罪防止のために「親」「商店街」がお互い他人任せになっているが、警察とも連携して防止策を実行することが必要である。③警察、商店街、学校、PTA、行政等、関

係者で連絡協議会のようにな話し合いの場を作る。▽警察に対して ④警察と商店街で防犯協定の様な基本覚書を締結する。(基本覚書以外のこと

は、地域の実情に応じて地域ごとに対応を協議していく) ⑤低学

年や節目の時に、必ず親も交え、万引き犯罪防止のための啓蒙活動を行う。⑥警察の交通安全講習と同様に、万引き犯罪防止のための講習実施を要請する。⑦万引き犯罪再犯者は内申書に反映する。

▽商店街に対して ⑧万引きは犯罪であるから、単に個店の問題だけでなく、商店街全体による防止の対応が必要である。例えば、万引き防止巡回ボランティアの強化を図る。⑨商店街の警備員の配置、防犯機器の整備を推進し、そのために行政との連携も不可欠である。



単に個店の問題だけでなく、商店街全体による防止の対応が必要である。例えば、万引き防止巡回ボランティアの強化を図る。⑨商店街の警備員の配置、防犯機器の整備を推進し、そのために行政との連携も不可欠である。